

横須賀市私立学校等支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市内の良好な教育保育環境の整備を推進するために行う私立学校等支援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、補助金等交付規則（昭和47年4月横須賀市規則第33号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号の掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 学校等 次の教育保育施設をいう。

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び大学並びに同法第108条に規定する短期大学、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条に規定する各種学校

イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に定める保育所、第6条の3第9項に定める家庭的保育事業所、第10項に定める小規模保育事業所、第11項に定める居宅訪問型保育事業所、第12項に定める事業所内保育事業所

ウ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園

エ 通信制高等学校サポート校等（高等学校通信教育規程（昭和37年文部省令第32号）第3条に定める通信教育連携協力施設をいう。）

オ インターナショナルスクール（国際バカロレアの認定がある等の国際色豊かな教育を行う施設をいう。）

カ フリースクール（不登校の児童生徒に対し学習活動を行う施設で、「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）（令和元年10月25日元文科初第698号）」により、その不登校の児童生徒が在籍する小学校又は中学校において出席扱いとなる制度の対象となる施設をいう。）

(2) ふるさと納税 地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金（市外在住者に限る）並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第42条の12の2に規定する寄附金をいう。

(ふるさと納税の活用)

第3条 補助金は、学校等への支援を目的として市が受け付けるふるさと納税による寄附金を活用することとする。

2 前項の寄附は、支援先の学校等を指定するものとし、寄附受入れ額の一部を市の事務費に充て、残額は学校等に対する補助金に充てるものとする。

3 本補助金に係るふるさと納税の寄附受付は原則として、各年度の12月末日までとし、1月から3月は寄附の受付は行わない。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者(以下「補助対象学校等」という。)は、次のいずれも該当する者とする。

- (1) 市内に所在若しくは設置見込みの学校等の設置者又は学長等の学校代表者
 - (2) 第5条の規定により市に登録を行った者
 - (3) 前条に規定するふるさと納税により、寄附者から指名された者
- (市への登録)

第5条 前条第2号に規定する市への登録は、私立学校等支援補助金登録申込書(第1号様式)を市長に提出して行うものとする。

- 2 登録を抹消するときは、私立学校等支援補助金登録抹消届(第2号様式)を市長に提出して行うものとする。
- 3 市長は、特に必要があると認めるときは、学校等の登録を抹消することができる。

(横須賀市私立学校等支援補助金登録審査委員会)

第6条 前条第1項の登録の審査を行うため、横須賀市私立学校等支援補助金登録審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

- 2 委員会は、次に掲げる者を委員として組織する。

- (1) 教育委員会事務局教育総務部教育政策課長
- (2) 民生局福祉こども部子育て支援課長
- (3) 財務部財務管理課長
- (4) 経済部創業・新産業支援課長
- (5) 経営企画部企画調整課長

- 3 委員会が審査を行う対象は、前条第1項による登録申込のあった学校等のうち、学校教育法、児童福祉法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に定める認可を受けない学校等とする。ただし、児童福祉法に基づく認可に関しては、児童福祉法第59条の2第1項に定める届出が行われているものは認可を受けたものとして取り扱う。

(補助金の対象金額)

第7条 補助金の対象となる金額は、第3条に規定するふるさと納税による寄附金において、各年度の4月1日から12月末日までに学校等への支援を希望するものとして受け付けた寄附受入れ額(以下「寄附総額」という。)の一部とし、その割合は別表に定めるとおりとする。

(補助対象経費)

第8条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象学校等の教育保育活動に係る経費全般とする。ただし、次の各号に掲げる経費は除くものとする。

- (1) 消費税及び地方消費税
- (2) 他の補助金等の対象となった経費
- (3) 慶弔費や交際費、他団体への寄附など直接的な教育保育活動ではない経費

- 2 前項に規定する補助対象経費は、補助金を申請しようとする年度の4月1日から翌年の3月31日までの間で支出した経費を補助の対象とする。ただし、翌年度へ繰り越して補助金を交付する場合は、市長が別に定める期間とする。
- 3 補助対象学校等は、施設改修工事など多額の経費を予定している場合、その財源として、複数年度の補助金を基金に積み立て、実施年度まで留保しておくことができる。
- 4 前項の基金については、積立時に事業計画を明示することとし、毎年度末に基金状況報告書（第3号様式）により、残高等の状況を報告するものとする。

（寄附受入れ額の通知）

第9条 市長は、第3条に規定するふるさと納税により、寄附者から補助対象学校等を指名の上で寄附のあった場合は、同条第3項に規定するふるさと納税の寄附受付の締切り後、当該補助対象学校等に対し寄附総額を通知するものとする。

（交付申請及び実績報告）

第10条 前条に規定する寄附総額の通知を受け、補助を受けようとする補助対象学校等は、市長が別に定める期日までに、補助金等交付申請書（第4号様式）及び実績報告書（第5号様式）を、別に定める様式により市長に提出しなければならない。

（関係書類の整備）

第11条 補助対象学校等は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類等及び事業の実施を証する書類を整備し、これらの書類を事業完了の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

（その他）

第12条 この要綱の施行について必要な事項は、経営企画部長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月10日から施行する。

第1号様式（第5条第1項関係）

年 月 日

私立学校等支援補助金登録申込書

（あて先）横須賀市長

法人名 _____

代表者 _____

下記の学校について、横須賀市私立学校等支援補助金交付要綱に定める補助対象者として登録したいので、同要綱第5条第項の規定により申し込みます。

記

学校等名	
学校等所在地	
学校代表者	
補助金事務担当	
事務所所在地	
事務所電話番号	
担当者所属	
メールアドレス	

第2号様式（第5条第2項関係）

年 月 日

私立学校等支援補助金登録抹消届

（あて先）横須賀市長

法人名 _____

代表者 _____

下記の学校について、横須賀市私立学校等支援補助金交付要綱に定める補助対象者としての登録を抹消したいので、同要綱第5条第2項の規定により届け出ます。

記

学校等名	
学校等所在地	
学校代表者	
抹消の理由	
補助金事務担当	
事務所所在地	
事務所電話番号	
担当者所属	
メールアドレス	

第3号様式（第8条第4項関係）

年 月 日

基金状況報告書

（あて先）横須賀市長

法人名 _____

代表者 _____

下記の基金について、横須賀市私立学校等支援補助金交付要綱第8条第4項の規定により報告します。

記

基金の使途	処理の内容			基金残高
		実施年月日	金額	

※取崩を行った場合は、別紙1事業実績説明書、別紙2収支明細書も併せて提出

事業実績説明書

別紙(1)

基金で実施する 事業の名称	
事業内容	

私立学校等支援事業収支明細書

(収入の部)

(単位 円)

科 目	予 算 額	決 算 額	備 考
基金取り崩し額			
自 己 資 金			
そ の 他			
合 計			

(支出の部)

(単位 円)

科 目	予 算 額	決 算 額	備 考
合 計			

第4号様式（第10条第1項関係）

令和 8 年 度 補助金等交付申請書

令和 年 月 日 (あて先) 横 須 賀 市 長 申請者 住 所 学 校 等 名 (代表者) 役 職 氏 名 電 話	
補 助 金 の 名 称	私立学校等支援補助金
補 助 事 業 等 の 名 称	私立学校等支援事業
交 付 申 請 額	, 000 円
そ の 他	
添 付 書 類	1 事業計画書(別紙1) 2 予算書(様式任意) ※事業計画書に記載の事業が載っている個所を含むこと

事業計画書

別紙(1)

補助金で実施する 事業の名称	
事業内容	

第5号様式（第10条第1項関係）

実 績 報 告 書

令和 年 月 日	
(あて先) 横 須 賀 市 長 申請者 住 所 学 校 等 名 役 職 氏 名 電 話	
補 助 事 業 の 名 称	私立学校等支援事業
交 付 決 定 額	, 000 円
精 算 額	, 000 円
補 助 事 業 等 完 了 年 月 日	
精 算 に 係 る 収 支 明 細	別紙 収支明細書
添 付 書 類	1 事業実績説明書(別紙1) 3 領収書の写 2 収支明細書(別紙2) 4 その他(写真・チラシ等) ※購入した備品の写真など 事業結果のわかるもの

事業実績説明書

別紙(1)

補助金で実施する 事業の名称	
事業内容	

事業実績説明書（基金）

別紙(1)

基金で実施する 事業の名称																											
実施期間																											
事業内容																											
全体事業費																											
収支計画	(収入の部) <table border="1"> <tr> <td>科 目</td> <td>予 算 額</td> </tr> <tr> <td>基 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自 己 資 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>0円</td> </tr> </table> (支出の部) <table border="1"> <tr> <td>科 目</td> <td>予 算 額</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>0円</td> </tr> </table>	科 目	予 算 額	基 金		自 己 資 金		そ の 他				合 計	0円	科 目	予 算 額											合 計	0円
科 目	予 算 額																										
基 金																											
自 己 資 金																											
そ の 他																											
合 計	0円																										
科 目	予 算 額																										
合 計	0円																										

私立学校等支援事業収支明細書

(収入の部)

(単位 円)

科 目	予 算 額	決 算 額	備 考
市 補 助 金			
自 己 資 金			
そ の 他			
合 計			

(支出の部)

(単位 円)

科 目	予 算 額	決 算 額	備 考
合 計			

別表（第7条関係）

区分	補助割合
市ホームページからの寄附（クレジットカード決済）	寄附総額の9/10
納付書等による寄附（金融機関での払込）	寄附総額の10/10